

日本国内の人種差別実態に関する調査報告書

【2018年版】

2018年4月

人種差別実態調査研究会

## 目次

第1章 法務省による外国人住民調査（金明秀）	1
1 調査の背景	1
2 調査の目的と概要	1
3 調査の結果	2
3-1 地域コミュニティからの疎外	2
3-2 入居差別	2
3-3 職業上の差別	3
3-4 ヘイトスピーチ	3
4 調査の利用	4
第2章 解消法施行後のヘイトスピーチの実態（明戸隆浩）	5
1 解消法施行によるデモ数の減少？	5
2 法務省「参考資料」	5
3 解消法施行後にデモ・街宣で行なわれたヘイトスピーチ	6
3-1 「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言	6
3-2 「著しく侮蔑する」発言	7
3-3 「地域社会から排除することを煽動する」発言	7
4 解消法施行後にネット上で行なわれたヘイトスピーチ	7
4-1 「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言	8
4-2 「著しく侮蔑する」発言	8
4-3 「地域社会から排除することを煽動する」発言	8
5 まとめと課題	9
第2章補遺①	
解消法施行後に行われたヘイトスピーチ：デモ・街宣編（明戸隆浩・瀧大知）	10
（1）「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言	10
（2）「著しく侮蔑する」発言	11
（3）「地域社会から排除することを煽動する」発言	12
第2章補遺②	
解消法施行後に行われたヘイトスピーチ：ネット編（明戸隆浩・曹慶鎬）	14
（1）「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言	14
（2）「著しく侮蔑する」発言	14
（3）「地域社会から排除することを煽動する」発言	15

第3章 震災後の「外国人犯罪」の流言と現在（郭基煥）	16
1 災害時の「分裂流言」のリスク	16
2 アンケート調査概要	17
3 アンケート結果	18
3-1 どれほどの人が聞き、どれほどの人が、またどのような人が信じたか	18
3-2 どのような犯罪を、「どこ」の外国人がしていると信じたか	19
4 流言の背景と影響	21
第4章 アイヌ民族へのヘイトスピーチの実態（マーク・ウィンチェスター）	24
1 ヘイトスピーチ解消法制定後の法的状況	24
2 アイヌ民族へのヘイトスピーチの実態	25
2-1 憎悪および人種差別の表明、デモ、集会における人種差別的暴力および憎悪の煽動	26
2-2 インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチ	27
2-3 ヘイトスピーチを広め、憎悪を煽動した公人や政治家	28

# 第1章 法務省による外国人住民調査

金明秀<sup>1</sup>

## 1 調査の背景

「移民統合政策指数 (MIPEX)」という外国人住民の権利保障に関する比較調査 (2014年版) において、日本は「差別禁止」という調査項目で 38 力国中 37 位となっている。主たる理由は差別禁止の包括的な対策の欠如で、「致命的に取り組みが遅れており、改善の動きもない」4か国の一つとして名指しで批判されているほどだ。グローバル化する社会状況に適切に対応するためにも、包括的な差別禁止法制定は急務であろう。

だが、日本政府は「正当な言論を不当に萎縮させる危険を冒してまで、処罰立法を検討しなければならないほど、現在の日本で人種差別の扇動が行われているとはいえない」という公式見解を 2001 年から繰り返してきた。

何を根拠にこのような主張がなされているのかについては長い間疑義を呈されてきたが、2015 年の国会質疑で明らかになったところによると、法務省による判断が主たる根拠ということであった。しかし、法務省は、寄せられた人権相談に対して、「現行法には問えない」との理由で「人権侵害には当たらない」と判断してきた経緯がある。つまり、被害の訴えがあっても、法がないから被害としてカウントせず、そして被害がないから立法措置は必要ないと結論付けるという、悪質な循環論法だったのである。

法務省はこうした批判にこたえる形で、2016 年暮れに「外国人住民調査」を実施した。史上初の政府による人種差別被害調査である。以下、法務省から公開されている『外国人住民調査報告書』(以下、『報告書』) および同調査集計表をもとに外国人住民に対する差別実態について概観していく。

## 2 調査の目的と概要

『報告書』によると、同調査の目的は「外国人の人権に関し、法務省の人権擁護機関の取組を今後、どのようにして充実させ、推進していくか等を検討するための基礎資料を得ること」(p.2) だという。

法務省は 2016 年 3 月にヘイトスピーチに関する調査を実施しており、その加害実態を立法事実の一つとしてヘイトスピーチ解消法を成立させている。その延長線上で実施された調査であるだけに、結果しだいでは人種差別禁止法の立案を検討したいという含みがあったものと思われる。

母集団は日本の 37 市区に在留する 18 歳以上の外国人である。1 市区当たり 500 人を住民基本台帳より単純無作為抽出し、郵送調査法によって 4252 人から有効回収を得ている (回収率 23.0%)。

回答者の属性の分布は在留外国人統計と乖離がなく、ほぼ全国の外国人住民を縮約した

---

<sup>1</sup> 関西学院大学教授、人種差別実態調査研究会研究主任

サンプルとみなすことができる

### 3 調査の結果

#### 3-1 地域コミュニティからの疎外

法務省から同調査の実施と分析を委託された人権教育啓発推進センターは、「地域での日本人との付き合い」について以下のように好意的に記述している（『外国人住民調査報告書』p.17）。

日本人とのかかわりが少ないとみられる「日本人の知り合いはいないし、つき合ったこともない」と答えた者は1.6%でかなり低かった。なお、「日本人とあいさつ程度の付き合いはある（あった）」が42.3%となっており、大多数の人は日本人と何らかのかかわりを持っていることがうかがえる。

なるほど、このデータを読むかぎり、日本人からまったく隔絶されるかたちで生活している外国人住民は非常に少ないことが伺える。しかしながら、本調査の回答者は短期の旅行者ではなく、8割が3年以上の居住歴をもっている日本の住民である。そのことを考えあわせるなら、「日本人とあいさつ程度の付き合い」すらないという回答者が6割近いという数値は、むしろ外国人住民が日本社会に溶け込むことに困難を抱えていると読むべきであろう。

加えて、より問題性が明確なのは外国人住民の自治会加入率の低さである。日本の有権者を対象とした既存の全国調査によると自治会加入率は6～8割だが、本調査によると、外国人住民の自治会加入者は回答者全体のわずか30.0%にすぎない。加入していない理由として、自治会の存在自体を「知らない」、「加入のしかたがわからない」が多いことから、外国人住民の多くが自治会から勧誘を受けていないとみられる。

しかも、自治会に「入ろうとしたが断られた」という差別事例も5ケースと少数ながら存在している。うち一人は日本生まれである。地域からの疎外状況を象徴するデータだといえる。

#### 3-2 入居差別

過去5年間に住む家を探したことのある回答者のうち「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」41.2%、「外国人であることを理由に入居を断られた」39.3%と、入居差別が横行している状況が確認できる。

3つの設問のいずれかにだけ「ある」と回答した人もいると思われるため、これらすべてに「ない」と回答した人の割合は不明だが、4割程度には収まらない可能性が大きい。

外国籍住民の人口約250万人から単純計算すると5年間だけで少なくとも100万人もの潜在的被害が確認されたということである。

特別永住者は審査をやや通りやすいようだが、それでも22～27%が差別の被害を受けている。一般の外国人にいたっては5割を超えている（表1）。

**表 1 在留資格別にみた入居差別**

数値は%	外国人であることを理由に入居を断られた	日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた	外国人お断りの物件を見たのであきらめた
特別永住者	27.2	25.8	22.9
一般永住者	42.0	44.3	26.2
定住者	42.0	43.3	29.3
その他	47.2	52.0	37.8

### 3-3 職業上の差別

過去5年間に仕事を探したり、働いたりしたことのある回答者のうち、「外国人であることを理由に就職を断られた」25.0%、「同じ仕事をしているのに、賃金が日本人より低かった」19.6%、「労働条件が日本人より悪かった」17.1%など、職業上の差別も深刻な状況が示されている。

差別様式は就職差別型（就職を断られた）と待遇差別型（賃金が低かった、労働条件が悪かった）に大別され、「日本生まれ／40年以上在住」「日本人と同程度に会話できる」人たちは、就職差別は受けても待遇差別は少ない。逆に、それ以外は、在留期間や日本語能力とはほぼ無関係に就職差別と待遇差別の両方を受けている。

また国籍別にみると、イギリス、アメリカ出身者は就職差別型と待遇差別型双方の差別を免れる傾向にあるが、韓国・朝鮮籍は22～28%ほどが就職差別型を経験し、それ以外の外国人は就職差別型と待遇差別型双方の差別を両方とも受けている（表2）。

**表 2 国籍別にみた職業上の差別**

数値は%	就職を断られた	賃金が低かった	労働条件悪かった
イギリス	5.3	15.0	9.8
アメリカ	5.1	5.1	6.3
韓国	22.0	4.5	5.3
朝鮮	28.6	0.0	5.0
中国	36.1	25.2	16.8
ブラジル	31.8	32.0	35.2
ベトナム	26.2	50.0	24.2

### 3-4 ヘイトスピーチ

ヘイトスピーチに関しては、主たるターゲットとされてきた韓国・朝鮮籍者が、情報への感度が高く、また被害感情も強い（表3）。とりわけ「許せない」「不安や恐怖」のような強い感情において韓国・朝鮮籍者の反応の大きさが際立っており、他の外国人の倍近い反応がある。

また、被害を回避するため、韓国・朝鮮籍の4割以上がインターネットの利用を避けさ

せられている。プロフィールに出自を書けないなど同胞間のネットワーク形成が阻害されている状況もみられる（表4）。表現の自由が剥奪されているとあってよい状況だ。

**表3 ヘイトスピーチを「直接見た」際の感情**

数値%	不快に感じた	許せないと感じた	なぜそのようなことをするのか不思議に感じた	日本で生活することに不安や恐怖を感じた
韓国朝鮮	79.8	41.0	55.7	41.9
その他	68.5	17.5	47.1	25.1

**表4 ヘイトスピーチによる沈黙効果**

数値%	差別的な記事, 書き込みが目に入るのが嫌でインターネットサイトの利用を控えた	差別を受けるかもしれないのでプロフィールで国籍, 民族は明らかにしなかった	普段インターネットを利用しない
韓国朝鮮	39.2	30.6	40.9
その他	16.9	12.6	9.9

#### 4 調査の利用

入居差別や職業上の差別は生存機会に直結するため、世界の多くの国々で法によって禁止されている。それが、日本においては非常に広範に横行している状況が確認された以上、そのことを立法事実として人種差別禁止法の立案が検討されるべきである。

しかしながら、日本政府が2017年7月に提出した人種差別撤廃条約第10回・第11回政府報告によると、「人種差別を含む人権侵害につき所要の調査を行」ったと、外国人住民調査の実施を成果として示唆しているが、深刻な差別実態が確認された調査結果にはひとつも言及していない。それどころか、「我が国では...人種差別を規制しており、御指摘の包括差別禁止法が必要であるとの認識には至っていない」と結論づけている。

17年11月に提出された国連人権理事会UPR第3回政府報告においても、調査結果にはいっさい言及しないまま、「現在の日本においてそれほどの人種差別思想の流布や人種差別の煽動が行われている状況にあるとは考えていない」という従来の主張を繰り返した。

外国人住民の結果を「なかったもの」にさせないよう、世論の喚起が必要であろう。

## 第2章 解消法施行後のヘイトスピーチの実態

明戸隆浩<sup>2</sup>

### 1 解消法施行によるデモ数の減少？

白川靖浩・警察庁官房審議官は2017年4月13日、参議院法務委員会における有田芳生参議院議員の質問に対して、次のように答弁している。

いわゆるヘイトスピーチ解消法が施行された平成28年〔2016年〕6月3日以降、平成29年〔2017年〕3月までの右派系市民グループによるデモの件数は約30件と把握しています。前年同期の右派系市民グループによるデモ件数は約60件と把握しており、いわゆるヘイトスピーチ解消法施行後、約30件の減少が見られる。

しかしここで言及されているのは道路使用許可を伴うデモのみであり、道路の一角などを部分的に占有して行う街宣については、それほど減っていないという指摘もある。たとえばインターネット上でこうした活動をアーカイブしているウェブサイト「レイシズム監視情報保管庫」<sup>3</sup>によると、2016年6月3日以降2017年3月までに行なわれた街宣件数は195、これに対して前年同時期の街宣件数は234となっている<sup>4</sup>。

また、そもそもこうしたイベントの「件数」は、1年ごとの単純な比較ができるような安定したデータではないという点にも注意が必要だ。同じく「レイシズム監視情報保管庫」のデータによると、デモ件数は2012年41、2013年97、2014年122、2015年73、2016年42となっており、街宣（2012年241、2013年276、2014年358、2015年237、2016年272）と比べて、もともと変動幅が大きい。またこうした件数は条件設定などによっても前後する可能性があるため、あくまでも「目安」ととどめるべきだろう。

### 2 法務省「参考資料」

2016年6月のヘイトスピーチ解消法の施行を受け、法務省は具体的にどのような表現がヘイトスピーチ（解消法では「不当な差別的言動」）にあたるのかについての参考資料をまとめ、関係自治体に送付した（資料は一般に公開されていないので実際に送付された時期は明らかではないが、メディアが報じたのは2017年1月以降である）。

報道によると、この資料では、解消法第2条をふまえてヘイトスピーチを次の3つに分け、それぞれについて具体的な表現を示しながら説明している。

- (1) 「その生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」すること（危害告知）
- (2) 「著しく侮蔑する」こと（著しい侮蔑）

<sup>2</sup> 関東学院大学ほか非常勤講師

<sup>3</sup> <http://odd-hatch.hatenablog.com/>

<sup>4</sup> なお同データでもデモについてはこの1年30、前年70と、警察庁のものとはほぼ一致する。

### (3) 「地域社会から排除することを煽動する」こと（排除の煽動）

このうち(1)には、「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」「〇〇人の女をレイプしろ」といった表現が該当する。また(2)には、特定の国・地域の出身者を蔑称で呼ぶことや、差別的・軽蔑的な意味で「ゴキブリ」など、昆虫・動物・物にたとえることなどが該当する。さらに(3)に該当するものとしては、「〇〇人はこの町から出て行け」「〇〇人は祖国へ帰れ」「〇〇人は強制送還すべき」「〇〇人は全員犯罪者だから日本から出て行け」「〇〇人は日本を敵視しているのであるから出て行くべきだ」などが挙げられている。

## 3 解消法施行後にデモ・街宣で行なわれたヘイトスピーチ

本報告では以上のことをふまえて、2016年6月3日から2017年5月末までの排外主義的なデモ・街宣でなされた発言から、法務省の「参考資料」3類型に該当すると思われるものを抽出した<sup>5</sup>。なお、ここでの分類は法務省の参考資料を「参考」にして報告者が行なったものであり、法務省自身が実際にどのように判断するかはさしあたり問わない。またP10以降では具体的な表現を一覧にして掲載しているが、閲覧にあたってはくれぐれも注意されたい。

### 3-1 「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言

これは3つのカテゴリの中でももっとも攻撃性の強い表現を含むが、その典型である「殺す」「処刑する」「消滅させる」といった表現は、一般には解消法施行後ある程度抑制されるようになったと報じられることも多い。しかし実際にはこうした表現は解消法施行後も繰り返しなされており、むしろ施行から時間が経過するにつれて増加する傾向さえみられる。

またここで指摘しておくべきことの一つは、こうした表現が「日本人を殺してきた〇〇人」「殺人外人」のように、「危害を先に加えてきたのは相手」という「正当防衛」的なニュアンスで言われることが多い点だ。もちろんこうしたニュアンスで言われたからといって「危害告知」型のヘイトスピーチに該当しないということにはならないのだが、こうした表現が表面的な「もっともらしさ」をもたらすということは留意すべきだろう。

なお先に挙げた表現のうち「消滅させる」については、実際には「入管特例法廃止」という「制度変更」を含意するにすぎないという「逃げ道」を用意する形でなされている。しかしこれはあくまでも「逃げ道」であり、デモの現場においても、あるいはそれが録画され拡散されるネット上の動画配信サービスにおいても、部分的にそこだけ聞いた場合の

---

<sup>5</sup> 本報告の元になったデータ収集と分析は、デモや街宣の中継やツイートまとめ作業の中心となっている3羽の雀 (@three\_sparrows) さんや odd\_hatch (@odd\_hatch) さんをはじめ、多くのカウンターの方々やネット上に蓄積した情報に基づき、北村聡子さん(弁護士)、曹慶鎬さん(立教大学)、瀧大知さん(和光大学)、三木譲さん(差別・排外主義に反対する連絡会)、Anti-Racism Project さんのご協力によって行なわれています。

煽動効果、および被害当事者に恐怖を呼び起こす効果は大きい。とりわけ危害告知については、こうした「巧妙化」についてもきちんと対応できる指針が必要となるだろう。

### 3-2 「著しく侮蔑する」発言

このカテゴリーに該当する発言は、「犯罪外国人」「犯罪朝鮮人」「不逞鮮人」「鬼畜」のように集団全体の暴力性を強調する煽動表現と、「乞食在日朝鮮人」「半島土人」「犬以下」のような古典的な差別表現が、混在する形で表れている。このうちまず前者については、先に見た「危害告知」型のヘイトスピーチと組み合わせられることで、相手に対する危害告知を正当化している側面もある点に注意が必要だ。

また後者には「土人」という言葉が含まれているが、こうした発言が頻繁に見られるようになったのは、2016年10月18日に沖縄県高江でヘリパッド建設反対運動を行っていた作家の目取真俊さんに対し、機動隊員が「触るな。土人」と発言したことがニュースになって以降である。これは、ある文脈で行なわれたヘイトスピーチが他の文脈でのヘイトスピーチに波及していく典型例として、ここであらためて確認しておくべきだろう。

### 3-3 「地域社会から排除することを煽動する」発言

このカテゴリーに含まれる表現は、「半島に帰れ」「祖国に帰れ」「朝鮮に帰れ」「日本に在日朝鮮人はいない」など、他の2類型と比べて表現がほぼ決まりきっており、該当するかどうかの判断はある意味でもっとも容易である。

なお実際のデモや街宣では、こうした発言はカウンターに対する「不規則発言」として行われることも多い。こうした発言は部分的にそこだけ取り出すと「カウンターに対する発言である以上ヘイトスピーチではない」という解釈が可能なのにも見えるが、そこで注意すべきことは、デモや街宣の場ではヘイト側がカウンターを「在日コリアン」や「外国人」ととらえる発言が繰り返されているということだ。つまり文脈としては、こうした発言は「カウンター＝在日コリアン」「カウンター＝外国人」という図式を前提になされており、判断の際にはこうした点を正しく考慮する必要がある。

## 4 解消法施行後にネット上で行なわれたヘイトスピーチ

次に、ネット上のヘイトスピーチについて見てみたい。ネット上のヘイトスピーチがなされる場としては、インターネット上でヘイトスピーチがなされる場としては、Twitter、2ちゃんねる、ヤフーニュースのコメント欄、ニコニコ動画、YouTubeなどが知られているが、Googleなどで検索した場合の影響力という点で無視できないのが、2ちゃんねるの一部スレッドを抜粋して拡散させる「まとめサイト」である。ここではこうした「まとめサイト」の中でもとくに悪名高いものの一つである「保守速報」について、2016年6月1日から2017年3月31日に「在日外国人」カテゴリーに掲載されたスレッドでの発言から、法務省の「参考資料」3類型に該当すると思われるものを抽出してみる。

#### 4-1 「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言

ネット上で見られた発言にはこの「危害告知」型のヘイトスピーチに該当するものも多く、「死刑」「射殺」「殺処分」「寄生虫の駆除」（これは「著しい侮辱」との複合）のように、デモ・街宣ではある程度避けていると思われる醜悪な表現が頻出している。

なおとくに「まとめサイト」の特徴として、こうした表現の多くが刑事事件の報道のうち容疑者が外国人と思われるものに対するコメントとしてなされる、ということがある。実際「保守速報」の「在日外国人」カテゴリではこうしたニュースに関するスレッドが非常に多く、これだけ見ていると世の中の犯罪はすべて外国人が起こしているかのように見えてしまう。つまりそこでは3-1で言及したような「正当防衛」的な文脈があらかじめ用意されており、その上で「片っ端から」「例外なく」のように、集団全体への攻撃表現が繰り返されることになる。

#### 4-2 「著しく侮蔑する」発言

このカテゴリに該当する発言は、ネット上でもデモ・街宣の場合と同じく、「不逞鮮人」「レイプ魔」のように集団全体の暴力性を強調する煽動表現と、「土人」「蛆虫」「ダニ」「ゴキブリ」「ゴミ屑」のような古典的な差別表現が混在している。

なおこのタイプの発言も「危害告知」型のヘイトスピーチと同様、刑事事件の報道のうち容疑者が外国人と思われるものに対するコメントとしてなされることが多い。ただし同時に留学生の増加についてのニュースや幼稚園でのいじめについてのニュースのように、ごく一般的な話題やむしろ逆に外国人が被害に遭っているケースでも当たり前のようこうした発言が登場しており、その点は「危害告知」型との違いと言えるだろう。

#### 4-3 「地域社会から排除することを煽動する」発言

このカテゴリに含まれるネット上の発言としては、「排除」「追い出せ」「出て行け」「帰国しろ」「帰れ」「お帰りください」のような典型的な表現のほか、「強制送還」「即逮捕」のように治安維持と連動させる表現が目につく。このうち前者は外国人が関係するあらゆるニュースについてきわめて「カジュアルに」なされるが、後者は「危害告知」型のヘイトスピーチや「著しい侮蔑」のうち集団全体の暴力性を強調する煽動表現と同様、刑事事件の報道のうち容疑者が外国人と思われるものに対するコメントとしてなされることが多い。

つまりネット上では、刑事事件の報道のうち容疑者が外国人と思われるものに対しては「危害告知」「集団全体の暴力性の強調」「排除の煽動」にあたるヘイトスピーチが多くなされ、それ以外の一般的な報道に対しては「古典的な差別表現」「排除の煽動」にあたるヘイトスピーチが多くなされるという傾向がある。ネット上のヘイトスピーチを見る場合には、こうした基本的な状況を押さえた上で、個々の発言を詳細に検討していく必要があるだろう。

## 5 まとめと課題

以上のように、法務省の「参考資料」が示す3類型を用いることで、ヘイトスピーチにあたる表現をある程度分類・抽出することが可能である。

ただし法務省の分類の大きな問題の一つは、煽動を「追い出せ」などの直接的煽動に限定しており、ヨーロッパなどで一般に煽動とされる発言、とくに「ある集団の脅威や危険性を煽る」ような発言を含めていないことだ。たとえばフランスでは、「ムスリムがこの国の支配者になる」「外国人の侵略を受けている」などと発言したジャン＝マリー・ルペンやブリジット・バルドーは、いずれも有罪判決を受けている。こうした点をふまえるなら、「集団全体の暴力性の強調」はむしろヘイトスピーチの典型としてとらえるべきであり、その点については「参考資料」にも一定の修正が必要となる。

また「参考資料」で提示された典型例をあえて回避するような、「抜け道」的な表現についても、対応を考えていくべきだろう。たとえばこの間の事例としては、「これはヘイトスピーチではない」ということを示すために、たとえば「〇〇人を殺せ」の代わりに「〇〇死ね」（「〇〇」は国名）と言ったりすることが見られた。これは「「国」に対する「死ね」は人に対する言動ではないのでヘイトスピーチではない」という理屈を前提にしており、また併せて「左翼」が「日本死ね」といった発言をすることが許されるのなら当然それも問題ないはずだ、という主張がなされたりもする。しかし同じ「〇〇死ね」でも、「自集団」に対して言うのと「他集団」に対して言うのとではまったく位置づけが異なるし、そうした発言をしている背後に「〇〇人を追い出せ」というプラカードがあれば、いくら単独では「国名」であっても効果としてはヘイトスピーチと何ら変わらないということになる。何がヘイトスピーチに該当するかについての判断を正確に行うためには、表現それ自体についての判断に加えて、それが位置する文脈についての考慮も不可欠だ。

同じヘイトスピーチ法でも、ヨーロッパのように罰則のある法律であれば、判例の積み重ねによって定義を厳密化するという方向がありうるだろう。しかし日本のヘイトスピーチ解消法は、あくまでも「理念法」である。そうである以上、「何がヘイトスピーチにあたるか」の判断は、ここでの作業のような実例との突き合せの積み重ねによって厳密化していくしかない。先に触れたように法務省は「参考資料」をいまだに正式には公開していないが、これを市民社会における討議の材料とするには、それが明示的に公開されていることが必要だ。今後より包括的な指針を社会全体として考えていく上で、それは今後の作業のためのきわめてささやかな、しかしきわめて重要な第一歩となるだろう。

## 第2章補遺①

### 解消法施行後に行われたヘイトスピーチ：デモ・街宣編

明戸隆浩・瀧大知<sup>6</sup>

#### (1) 「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言

- ・「(桜井著『大嫌韓日記』について) これを読んだらね、こいつらね、絶対殺したくなりますよ。本当に、戦後何をやってきたのか。なんで、そこまで日本人を殺すことができたのか。婦女子を犯して、殺すことができたのか。そういうことをやってきたのが、戦後の朝鮮人です」(2016年6月19日(日)、福岡県福岡市)
- ・「殺人外人を処刑せよ!! 犯罪外人を入れるな!!!」(2016年8月21日(日)、埼玉県川口市、プラカード)
- ・「外国人の中で、在日朝鮮人だけは、絶対に許しちゃいけないんです」(2016年8月21日(日)、福岡県福岡市)
- ・「不逞朝鮮人撃滅」(2016年12月25日(日)、東京都中央区)
- ・「この在日という存在、もう、在特会が主張するようにね、消滅させたほうがいいと思うんですよ。入管特例法廃止にして、あなたたちは外国人なのか、それとも日本人になるのかと、その選択を迫ると、そのいいタイミングが来てるのかなと思ってはおります」(2017年1月8日(日)、東京都中央区)
- ・「反日朝鮮人は死ね! これは比喩だ」「比喩でも何でもねえよ、死にゃあいいんだよ! 比喩もクソもねえよ!」(2017年2月5日(日)、東京都新宿区)
- ・(カウンターが在日コリアンだという前提で)「中指立てるような礼儀知らずは中指ちょん切っちゃえばいいですよ!」「なにげに「チョン」とかけてみました」(2017年6月11日(日)、東京都港区)
- ・「多くの日本人を拉致した、朝鮮総連のスパイどもを、必ずつかまえて、処刑するぞ!」「多くの日本人を拉致した、朝鮮学校のスパイどもを、必ずつかまえて、処刑するぞ!」「北朝鮮の工作機関、朝鮮総連と朝鮮学校を、解体せよ!」(2017年7月2日(日)、埼玉県川口市、シュプレヒコール)
- ・「まず日本には、北朝鮮の出先機関である、朝鮮総連というものがある。その本部は、あの麹町の、靖国神社に構えている。これをぶっ潰せ! 朝鮮総連本部をさら地にしろ! そこで働く北朝鮮人を即座に拘束し、収容所に放り込め!」(2017年8月31日(木)、東京都新宿区)
- ・(カウンターが外国人だという前提で)「ああいったようなね、いちいちね、日本人に対して恨みつらみを言ってるような、憎しみを抱いて犯罪行為ばかりやってるような、ああいった連中が1000万2000万と増え続けたらどうなるんですか。もうすでに戦争状態ですよ戦争状態。ほんとにね、これもう内戦起きてもおかしくないですよ。内戦起きた

---

<sup>6</sup> 和光大学特別研修員

ら、俺はもう武器をもってあいつら次から次へとぶち殺しに行くから」(2017年8月31日(木)、東京都新宿区)

・(カウンターが在日コリアンだという前提で)「こんなクソガキのウジ虫の、ゴキブリのバカチョンの、ゴミ!お前らゴミなんだよバカヤロー!」「車に飛び込めバカヤロー!」(2017年9月18日(月)、栃木県宇都宮市)

・「あのね、あいつら、一回も刺されてないからあたしが殺すと思ってないんですよ。あたし犯罪予告します。あいつ殺します。いいですか。お前殺しに行くからな。今から行くから。あのですね、つけあがるんですよああやって、朝鮮人というのは。つけあがるんですよ。つけあがらせてはいけません。日本国民のみなさま、みなさま立ち上がろうじゃないですか」(2017年11月12日(日)、茨城県つくば市)

・「殺されたいんでしょ?私命かけますって、あのクソ女言ってたじゃん。だからおいで。殺してあげるって。言ってるじゃん。へタレじゃないよ。私ここから出してもらえないから、あなたがきなさいよ!ぶっ殺してやるから来いよ!この反日朝鮮人をぶち殺せー!」(2017年11月12日(日)、茨城県つくば市)

## (2)「著しく侮蔑する」発言

・「このようにね、不逞鮮人たちが犯罪を犯し、そしてその不逞鮮人たちに対し、お前たちのほうから声を上げたことがあるかい」(2016年6月19日(日)、福岡県福岡市)

・「犯罪朝鮮人から日本を守るぞー」(2016年6月19日(日)、福岡県福岡市、シュプレヒコール)

・「警察の方々、いい加減にしてくれんかな。あなた方がね、甘やかすからね、甘やかすから増長するんでしょ。朝鮮人でそうなんです。犬と一緒に。犬以下。殴りつけんとわからんのですわ」(2016年8月21日(日)、福岡県福岡市)

・「朝鮮人!そんなふうにガタガタ言ってるんじゃないわよ」「(スピーチを)黙って聞くことができないのならば、それが鬼畜だってことですよ、あなたたちは。朝鮮人!」(2016年9月11日(日)、東京都豊島区)

・「その機動隊員が、土人発言したのは、反米基地闘争?の在日土人、半島土人に対して、言ってるわけなんです。日本人でも何でも無い、日本国籍をもたない奴らが、勝手に沖繩に来て、やりたい放題」「ほんとどが本土の人間、しかも在日朝鮮人であると、わかってるから、土人は触るなど、出て行けと、そういう問題になったわけですよ。半島土人なんですよ」(2016年10月30日(日)、東京都新宿区)

・「犯罪外国人は、今すぐ祖国に帰れー」(2017年1月8日(日)、東京都中央区、シュプレヒコール)

・「税金を食いつくす乞食在日朝鮮人日本から出ていけ」(2017年1月8日(日)、東京都中央区、プラカード)

・「中国人には民主主義は分かりません。あと1万年は土人生活をする以外ないでしょう」(2017年2月5日(日)、東京都新宿区)

・「犯罪はいつも朝鮮人」(2017年3月30日(木)、東京都新宿区、プラカード)

・「ゴキブリは北朝鮮に帰ればいいんだよ」「ゴミはゴミ箱、朝鮮人は朝鮮半島に帰れ」

(2017年4月2日(日)、東京都新宿区)

・「北朝鮮の工作機関、朝鮮総連、朝鮮学校を今すぐ解体せよー」「日本政府は破防法を適用し、朝鮮総連のテロリストたちを摘発しろー」「国会議員は早急に共謀罪を制定し国内のテロリストを取り締まれー」(2017年4月2日(日)、東京都新宿区)

・「朝鮮人は敵国人だー。北朝鮮の強制収容所で働けー」「豚キムチ！北朝鮮の強制収容所で働きなさい！」(2017年5月28日(日)、東京都新宿区)

・「釜山港へ帰れ、韓国へ帰れ。それがね、あなたがた朝鮮韓国人の正しいあり方なんですよ。で、われわれ日本人も、鬼畜のような朝鮮人、彼らの暴力殺人、反日犯罪、これを受けずに済むと」(2017年6月11日(日)、東京都港区)

・「話は簡単です。移民難民は入れてはならない！なぜか？我が国に、犯罪や暴動や外国人犯罪が、蔓延するからであります！」「みなさん！新聞見てもわかりますよね？毎日のごとく、シナ人、韓国籍、ペルー人、あらゆる外国人が犯罪を犯しております！」(2017年8月31日(木)、東京都新宿区)

・「死刑囚も120人ほどおりますが、その4割は在日朝鮮人です。日本の人口のたった1%もないのに、受刑者、死刑囚になるとこの多さです。驚きです。日本人はたった1割しかいません。残りの3割は、ベトナム人、中国人、ブラジル人です。凶悪民族です」(2017年9月18日(月)、栃木県宇都宮市)

・「この立派なつくば研究学園都市っていうね、いわゆるアメリカのシリコンバレーを手本にした都市ね、立派な都市をね、やっぱりこれ以上ね、犯罪的在日外国人、朝鮮人なる、まあシナ人も含めて、そういったような犯罪者、外国人犯罪者から、守っていかねばならないと。侵略者ですよ、彼らは。犯罪者にして侵略者。不法密航者なんですよ。不法滞在で不法密航者。われわれ日本人がね、これに対して怒りをもってね、拳を振り上げてね、出て行けと、逮捕しろと、強制送還しろと言うのは当然でしょう？」(2017年11月12日(日)、茨城県つくば市)

・「キチガイ朝鮮人かかってこいよコラ！キチガイオラ！」(2017年12月24日(日)、東京都新宿区)

### (3) 「地域社会から排除することを煽動する」発言

・「ここは日本です。福岡市は日本なんです。ここで一番優遇されるべきは、日本人、あなたたちなんです。在日朝鮮人なんかいない！まったくいない！それを言ってるだけなんですよ」(2016年8月21日(日)、福岡県福岡市)

・「朝鮮人が日本人に「帰れ」？おかしくないか？半島に帰れや！半島に帰れよ泳いで帰れ！」(2016年8月21日(日)、福岡県福岡市)

・「仲良くしましょうよ。ただし、朝鮮半島に帰ったらの話です」「朝鮮人のみなさん、われわれ日本人と仲良くしたいでしょう？だったらもう、一匹残らず朝鮮半島に帰ると」(2016年10月30日(日)、東京都新宿区)

・「日本が嫌いな外国人は、さっさと祖国に帰れー！」(2016年12月25日(日)、東京都中央区、シュプレヒコール)

・「朝鮮人は朝鮮に帰るのが当たり前だろうが！」(2016年12月25日(日)、東京都中

中央区)

・「日本人は反日中国人シナ人を必要としていません。反日的在日朝鮮人も必要としておりません。日本から出て行ってください。日本海に入って下さい。朝鮮半島、南北朝鮮で殺し合いをしてください」(2017年2月5日(日)、東京都新宿区)

・「朝鮮人はいまや敵国人ですよー」「朝鮮総連は敵国組織ですよー」「こんな奴らは一匹残らず逮捕拘束して北朝鮮に送り返せー」(2017年5月28日(日)、東京都新宿区)

・「我が国の流儀に従えないような外国人朝鮮人は、さっさと強制送還してしまうしかないんです」(2017年6月11日(日)、東京都港区)

・「まさに日本の敵、世界の敵、人類の敵、朝鮮人を駆除せよ!」「朝鮮人を駆除せよ!」(2017年6月11日(日)、東京都港区)

・「朝鮮総連本部をぶっ潰せ!各県にある朝鮮総連をぶっ潰せ!北朝鮮人経営のパチンコ屋をぶっ潰せ!日本に住む北朝鮮人を拘束して[北朝鮮に]送り返せ!途中でボートが沈んだらそのまま溺れ死ねばよいのだ!」(2017年8月31日(木)、東京都新宿区)

・「シナ人とか朝鮮人とかイスラム教徒みたいなキチガイどもが、日本に入ってくるんだよ!今からね、キチガイのように、狂ったようにわめき散らしてね、日本に来たら、許さねえぞと、ひどい目にあわすぞと、叩き出すぞと、今から言っとかなきゃダメでしょ?」(2017年8月31日(木)、東京都新宿区)

・「ちゃんとできないならもう韓国に帰ってください!ほんとに迷惑なんです!」(2017年9月18日(月)、栃木県宇都宮市)

・「たとえば学校の生徒、子どもたちだったらね、クラスの中に外国系の移民の子どもがいたとしますね。将来それが、数十人、数百人と膨れ上がって、この栃木県、宇都宮も、やがてね、そういう犯罪外国人に、埋め尽くされるのも時間の問題なんですよ。在日朝鮮人みたいな連中が、この国を支配し、われわれ日本人が、われわれ日本人の子どもがね、怯えながら暮らさなければならないとしたら、祖先に対してこんな申し訳ないことはないんですよ。今のうちにね、不法移民や犯罪難民、こいつらを徹底的に排除する、駆除する、これは我々日本国民の正当な権利であるということなんですよ」(2017年9月18日(月)、栃木県宇都宮市)

・「日本に敬意を払えない外国人は、祖国に帰れー!」(2017年12月24日(日)、東京都新宿区、シュプレヒコール)

## 第2章補遺②

### 解消法施行後に行われたヘイトスピーチ：ネット編

明戸隆浩・曹慶鎬<sup>7</sup>

#### (1) 「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」する発言

- ・(韓国籍の男性が公園で包丁を持って暴れて現行犯逮捕されたというニュースについて)「一刻も早い寄生虫の駆除が必要」(2016年6月4日(土))
- ・(在日コリアンと思われる男性が強要の疑いで逮捕されたニュースについて)「またバカチョンかよ死刑にしろよ」(2016年6月27日(月))
- ・(中国人の女性が小学生に車をぶつけ、その後暴行したとして逮捕されたニュースについて)「射殺でいいだろ、こんな屑女 シナ豚女の運転まじで怖いぞ」(2016年8月3日(水))
- ・(韓国籍の男性が女性の腕をつかむなどして現金2万円を奪ったとして逮捕されたニュースについて)「完全に朝鮮進駐軍みたいになつとるやないか。片っ端から死刑にしろよ」(2016年9月3日(土))
- ・(ハンマーで実母と実母の内縁の夫を殺害したとされる韓国籍の男性について)「ヒトモドキは例外なく殺処分で」(2016年11月13日(日))

#### (2) 「著しく侮蔑する」発言

- ・(韓国籍の男性が公園で包丁を持って暴れて現行犯逮捕されたというニュースについて)「人の形をした、何か違う生き物。危険極まりない」(2016年6月4日(土))
- ・(韓国籍の男性が傷害と住居侵入容疑で逮捕されたニュースについて)「不逞鮮人ですわかります」(2016年6月30日(木))
- ・(中国人が江戸川河川敷で潮干狩りをするのが地元でトラブルを生んでいるというニュースについて)「日本を荒らすな支那土人」「シナとチョンは本当に蛆虫以下だな」(2016年7月5日(火))
- ・(韓国籍の男性が盗難車でひき逃げして逮捕されたというニュースについて)「また超汚染ゴキブリの凶悪犯罪か」(2016年8月16日(火))
- ・(韓国籍の男性が住居侵入と強姦、窃盗の容疑で逮捕されたというニュースについて)「死ねよ在ゴキ」「韓国人を見たら男はレイプ魔・女は売春婦と思え」(2016年10月13日(木))
- ・(中国籍とみられる男性が同じく中国籍とみられる女性をはさみで切りつけたという事件について)「ゴキブリの共食いはちゃんと自分の巣でやれよ」(2016年10月23日(日))
- ・(卒業後に日本で就職した外国人留学生これまでで最多になったというニュースについて)「シナ、チョンなどの土人は来なくていい」(2016年10月29日(土))

<sup>7</sup> 立教大学教育研究コーディネーター



### 第3章 震災後の「外国人犯罪」の流言と現在<sup>8</sup>

郭基煥<sup>9</sup>

*自分自身に帰せられる集団的カリスマと  
部外者に帰せられる集団的汚名は相補的な現象である——N.エリアス*

#### 1 災害時の「分裂流言」のリスク

災害時にはしばしば確たる証拠もないままに、特定の外部の集団が「火事場泥棒」的な犯罪や反社会的行為をしているという流言が広がる。伝達する個々人の立場からすれば、それは誰かが被害に遭わないように注意を喚起するという類の「善意」の表現であるかもしれないし、単なる不安の吐露であるかもしれない。その一方で、この種の流言（以下では「災害時分裂流言」と呼ぶ）は、流言の的となった集団に対する怒りや反感を容易に醸成し、かつまた流言が広範に信じられている限りでは、その感情への批判的態度が生じにくいために、最悪の場合には、当該集団への暴行などを誘発しかねない。また、流言の内容が真実と認知されている限りでは、暴行を行う者は、自らの狂気の行動を、むしろ正当な「復讐」または「自衛」として遂行することになるだろう。この意味で、災害時の分裂流言には固有のリスクが内在している。実際、1923年の関東大震災時には、「朝鮮人が毒を井戸にもっている」という種類の流言が広がり、「自警団」を形成した日本人の一般市民が少なくとも数千人の朝鮮人を虐殺したという歴史的事実がある。

では、東日本大震災においてはどうだったのか。もちろん、流言によって特定集団に対する暴行が行われたという事実はどこからも聞こえてはこない。しかし、だからといって、あのときの状況は、1923年の状況とはまったく異なっていたと言えるだろうか。

以下では、筆者が行った「東日本大震災の体験と多文化共生の実態調査アンケート」調査を元に、当時の分裂流言の実態と背景をめぐり、特に「外国人が犯罪をしている」という流言について、①それがどの程度広がり、信じられたか、また、②どのような内容で、どこの国または民族の外国人を主に想定していたかという点に絞って報告し、最後に拡散の背景と影響について論じる。

なお、震災後の「外国人による犯罪」に関しては、現実起きていたのではないか、したがって「流言」ではないのではないかと考える人もいるかもしれないので、その点についてあらかじめ述べておく。宮城県警察本部が出している犯罪統計書によれば、震災のあった平成23年において、外国人による犯罪（刑法犯）が増加したという事実はない（表1）。実数ベースでは、外国人犯罪者の数は平成23年に、それ以前よりも、むしろ減少している。のみならず、平成18年以降26年までの間で二番目に少ない数となっている。さらに、宮城県全体の犯罪人員に対する外国人犯罪人員の割合を見ても、同期間中のほぼ

<sup>8</sup> 在日本朝鮮人人権協会『人権と生活』No.44（2017年6月）p20～25より転載

<sup>9</sup> 東北学院大学教員

平均値であって、およそ増加したと言える値ではない。この統計からは、災害という状況に乗じて犯罪をしている外国人が存在していた、ましてや増えたと考える余地はほとんどない。震災時にそれに乗じて、「外国人が犯罪をしている」ということを裏付ける証拠は宮城県警——客観的証拠を提示しうる事実上、唯一の機関——には存在していないのである<sup>10</sup>。したがって、流言という概念を「根拠が不明なまま、広範に広がった情報」と定義する限り、「外国人が犯罪をしている」という情報を流言と称することは何ら不適切ではない。このことは同時に次のことを意味する。すなわち、その流言は語られた側の外国人の状況ではなく、語った側の日本人、または日本社会の状況を映し出しているということである。「煙がないところに火は立たない」という諺があるが、煙を立たせた火、つまり流言の元はむしろ日本社会における外国人に対する認知の仕方だと考えるのが適切である。

**表 1 宮城県の外国人犯罪の人員（犯罪統計書（宮城県警察本部）より作成）**

平成	18	19	20	21	22	<b>23</b>	24	25	26
外国人犯罪人員*	84	73	68	60	59	<b>57</b>	54	67	47
全犯罪人員**	5585	5168	4949	4750	4549	<b>3899</b>	4001	3527	3537
割合***	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.3%	<b>1.5%</b>	1.3%	1.9%	1.3%

\* 外国人犯罪人員は来日及び永住外国人犯罪人員の計

\*\* 宮城県全体の犯罪人員（日本人と外国人のすべて）

\*\*\* 宮城県全体の犯罪人員中の外国人犯罪の割合

## 2 アンケート調査概要

まず、「東日本大震災の体験と多文化共生の実態調査アンケート」について概要を示しておく<sup>11</sup>。アンケートは、宮城県仙台市の三つの区、すなわち青葉区、若林区、宮城野区と東京都新宿区に居住する、20歳から69歳までの日本国籍者を対象者として実施した。なお、調査地域としてこれら四つの区を選んだのは、各々の地域的な特性や事情によって、流言の拡散等にどのような違いが生じるのかを知るためである。本稿では主に仙台市（内の三区全体）の結果を中心に、東京都新宿区を対比しつつ、紹介する。

<sup>10</sup> アンケートによれば、実際に外国人によるものと思われる犯罪の被害を受けた、と回答した対象者や、現場を見たと回答した対象者も、極めて少数、いたが、「犯人」が実際に外国人だったかどうかを目撃者や被害者が確認する術をもつことがない限り、これらは回答者の「主観的判断」と見なさざるをえない。この点については震災学10号参照。

<sup>11</sup> 本アンケートは科研費助成金事業（基盤研究C）の「被災地の地域再生と多文化共生：「災害時ユートピア」の継承可能性についての探究」（平成26年～29年）の一環として行われた。実施にあたっては、曹慶鎬氏（立教大学）に多大な協力と貴重なアドバイスを得た。ほかに、鄭映恵氏（大妻女子大学）、李善姫氏（東北大学）、金明秀氏（関西学院大学）にも、いくつかの貴重なアドバイスをいただいた。アンケートのより詳細な分析については『震災学10号（荒蝦夷出版）』の拙稿を参照。またアンケート原票とすべての質問項目に関する、対象地域ごとの単純集計、及び主要な相関関係についての分析については、東北学院大学地域共生推進機構のウェブページ上に公表しているので、そちらを参照のこと。

アンケート対象者は選挙人名簿から無作為抽出によって抽出した。配布と回収はともに郵送で行った。回答にあたっては対象者が自ら記入する形とした。配布調査票は上記四つの区にそれぞれ700票ずつ、計2800票を送付した。発送は2016年9月2日であり、締め切りは9月16日としたが、最終的に10月3日までに返送されたものについては統計の中に算入することとした。有効回答票は仙台市で770票(36.7%)、東京都(新宿区)で174票(24.9%)、全体としては944票(33.7%)となった。以下の記述はこの944票の集計結果である。

### 3 アンケート結果

#### 3-1 どれほどの人が聞き、どれほどの人が、またどのような人が信じたか

仙台市で「被災地で外国人が犯罪をしているといううわさ」について震災後、1年間の間に聞いたことがある人の割合は(1回以上聞いている人の割合)は、過半数に達していた。また同じ流言は新宿区においても4割を超す人たちが聞いていた(表2)。外国人犯罪の流言は、実際の被害が深刻であった地域でより多く語られていたとしても、それは程度の差に過ぎなかったことになる。

表2 「被災地で外国人が犯罪をしている」といううわさについて

	たくさん聞いた	2回聞いた	1回聞いた	まったく聞かなかった	無回答	全体
仙台市(N=770)	<b>32.2%</b>	<b>6.4%</b>	<b>13.0%</b>	47.8%	0.6%	100.0%
新宿区(N=174)	<b>17.8%</b>	<b>5.7%</b>	<b>16.7%</b>	59.8%	0.0%	100.0%
全体(N=944)	<b>29.6%</b>	<b>6.3%</b>	<b>13.7%</b>	50.0%	0.5%	100.0%

では、その流言を聞いたことのある人たちのうち、どれくらいの人が、それを信じたのであろうか。仙台市では、「とても信じた」と「やや信じた」を合わせた割合は、86.1%であり、新宿区では85.7%という結果であった。流言を聞いた人の圧倒的多数の人がそれを信じたと言わねばならない(表3)。

表3 うわさを信じたか(N=うわさを聞いたと回答した対象者)

	とても信じた	やや信じた	あまり信じなかった	まったく信じなかった	無回答	全体
仙台市(N=397)	<b>37.8%</b>	<b>48.4%</b>	12.1%	0.8%	1.0%	100.0%
新宿区(N=70)	<b>25.7%</b>	<b>60.0%</b>	12.9%	1.4%	0.0%	100.0%
全体(N=467)	<b>36.0%</b>	<b>50.1%</b>	12.2%	0.9%	0.9%	100.0%

災害の程度を含め、諸々の社会的条件が大きく異なる仙台市と新宿で流言を信じた人の

割合が同程度であったわけであるから、それを信じるか信じないかという態度の差はこうした条件とはあまり関係がないということになる。また、このことは今回の調査地以外の日本中のどの地域においても、同程度の値が出てくる可能性が高いことを意味する。

では、態度の違いは性別や年齢、職業や年収などと関係があるだろうか。これらの社会的属性と「うわさを信じた」という態度との相関係数を計算したところ、統計的に有意な水準で相関性は見られなかった。したがって、社会的属性と流言に対する態度の違いの間にも関係がないと考えた方が適切である。流言を信じるのは××のような人たちだという仕方で問題を矮小化し、社会全体のそれとして認識するのを拒むのは賢明ではない。

相関係数の計算によれば、むしろ関係があると見なされるのは、ナショナル・プライド、地域アイデンティティ、排外意識、同化意識等にかかわる個々人の態度である。これらに関わる項目について、統計的に有意なものに限って、相関係数の高いものから順に配列すれば、次のようになる。

- (a) 「他の国の人たちが日本人のようになれば、世界はもっと良くなるだろう」 (相関係数 0.22)
- (b) 「こうした外国人(定住外国人のこと)が増えれば、犯罪発生率が高くなる」 (0.214)
- (c) 「異質な人たちは日本社会になじまない」 (0.161)
- (d) 「一般的に言って、他の国々より日本は良い国だ」 (0.16)
- (e) 「同じ日本社会の一員なのだから、もっと日本社会になじんで、将来的には完全な日本人になってほしい」 (0.136)
- (f) 「本当の日本人になるためには、日本の慣習や伝統を身につけなければならない」 (0.119)
- (g) 「政府は、こうした外国人の援助に金を使いすぎている」 (0.112)
- (h) 「生活している地域(地元)が悪く言われると自分が悪く言われたような気がする」 (0.104)

見た通り、相関係数はもっとも高い値でも 0.22 (a) であって、さほど高くはない。したがって、ナショナル・プライドや地域アイデンティティ、排外意識、同化意識といった個々人の態度で、流言を信じる態度を説明することにもやはり限界がある。もちろんより複雑で洗練された手法で分析をすれば、それなりに問題の態度の差を規定する要因が見つかるかもしれないが、やはり大勢としては次のように考えざるをえない。外国人を犯罪の主体として語る分裂流言に対して批判的態度を維持できる人はごく限られており、日本社会は全般的に災害時分裂流言にきわめて脆弱である、と。

### 3-2 どのような犯罪を、「どこ」の外国人がしていると信じたか

仙台市の場合、外国人による犯罪の流言を聞いた人のうち、97%が「略奪・窃盗」をしていると聞いていた。ついで高い割合(28%)で聞いていたのは、「遺体損壊」であった(複数回答可)(表4)。

**表4 聞いたうわさの犯罪の種類（仙台市：N=うわさを聞いた 397人）**

	選択	非選択	無回答	全体
a 略奪、窃盗	97.0%	3.0%	0.0%	100.0%
b 詐欺	8.1%	91.9%	0.0%	100.0%
c 遺体損壊	24.4%	75.6%	0.0%	100.0%
d 強姦、暴行	19.1%	80.9%	0.0%	100.0%
e その他	1.1%	98.9%	0.0%	100.0%

自由記述を参考にすると、当時、特に被災地では「外国人が遺体から金品を奪っている」という流言がかなり広がっていたと推測される。自由記述欄から関連する回答の一部を引用する。

- 指輪や金歯など、金を身につけているの(原文ママ)一部位を死体から切り取って持ち去る。
- 津波の被災地において中国人や韓国人の犯罪集団が関東地方から現地入りして、遺体の指輪や財布、時計などをゆびやうでを切って盗った話しはよくききました。
- 山形空港から中国人などがリュックにお金などを入れて帰ったとか死んだ人の指を切り落として指輪などを持って行った

災害時に遺体から金品を奪う、という行為は、想像しうる限りもっともおぞましい行為であろう。そうした非人間的な行為に対する主体として外国人を想定する流言が広範に広がっていたのである。なお、震災直後の被災地には、当然のように自衛隊員や警察官、消防団員などが日本全国から集結しており、また懸命の、組織的な遺体捜索活動がなされてもいた。したがって、外国人が、その間隙を縫って、あるいはそれに先んじて被災地に乗り込み、遺体を探し回り、金品を奪うなどという状況は少し冷静になればありえないとわかるはずである。そうであれば、問われるべきは、非常事態にあつて、外国人を非人間的所業の主体＝「人ならざる人」とする流言を語らせ、その虚構を信じさせてしまう日本社会の在り方そのものである。

では、犯罪の主体として想定された外国人は具体的にはどのような人たちだったのだろうか。アンケートでは、「あなたは外国人のうちどのような人たちが犯罪をしていると信じましたか」という質問文を作り、複数回答可として、次のような選択肢を用意した。「朝鮮・韓国系の人」「中国系の人」「東南アジア系の人」「それ以外のアジア系の人」「その他」「特にどの人たちとは考えなかった」。その結果、仙台市でもっとも多くの人を選んだのは、中国系の人（63%）であり、次いで韓国・朝鮮系の人（25%）、東南アジア系の人（23%）であった（表5参照）。

表5 「犯人」として語られた外国人（仙台市：N＝うわさを聞いた397人）

	選択	非選択	無回答	全体
a 朝鮮・韓国系の人	24.9%	74.1%	1.0%	100.0%
b 中国系の人	63.0%	34.8%	2.3%	100.0%
c 東南アジア系の人	22.7%	75.1%	2.3%	100.0%
d 上記 a、b、c 以外のアジア系の人	2.3%	95.5%	2.3%	100.0%
e その他	2.3%	95.5%	2.3%	100.0%
f 特にどの人たちは考えなかった	26.4%	71.3%	2.3%	100.0%

新宿区においてもほぼ同じ傾向であった。「特にどの人たちとは考えなかった」と答えた人たちを除いた人たちの圧倒的多数は、「犯人」がアジア系の人たちであると信じ、そのうち大多数が中国系の人たちであると信じていたのである。

#### 4 流言の背景と影響

アンケートでは、非常事態における日本人と外国人のそれぞれの言動についてのイメージを尋ねたが、その結果、仙台市では「非常事態においてもほとんどの日本人は信頼できる」と思う人の割合（「とてもそう思う」または「ややそう思う」を選んだ人の計）は57.1%で、「親切である」が65.2%、「秩序正しい」が66.8%であった。その一方、外国人については、「信頼できる」が21.6%、「親切である」が25.7%、「秩序正しい」が16.4%となっており、著しい対照をなしている（表6）。

表6 非常事態におけるイメージ（仙台市：N＝770）

		とても そう思う	やや そう思う	どちらとも いけない	あまり 思わない	まったく 思わない	無回答	全体
日 本 人	a 信頼できる	<b>12.3%</b>	<b>44.8%</b>	29.0%	10.8%	2.3%	0.8%	100.0%
	b 親切である	<b>15.6%</b>	<b>49.6%</b>	25.6%	6.8%	1.7%	0.8%	100.0%
	c 秩序正しい	<b>15.1%</b>	<b>51.7%</b>	23.0%	7.7%	1.7%	0.9%	100.0%
外 国 人	d 信頼できる	<b>2.1%</b>	<b>19.5%</b>	56.1%	17.9%	3.4%	1.0%	100.0%
	e 親切である	<b>3.1%</b>	<b>22.6%</b>	56.9%	13.5%	2.9%	1.0%	100.0%
	f 秩序正しい	<b>2.1%</b>	<b>14.3%</b>	53.4%	24.9%	4.3%	1.0%	100.0%

この点については新宿区も仙台市とほとんど同じ傾向を示している。想起すべきは、当時、被災地では、歴史的に稀なほどに多くの外国人によってボランティア等の活動が行われ、その地に向けて義援金も送付されていたうえ、そのことはそれなりにメディアでも取り上げられていたことだ。しかし、こうした可視化されたはずの現実も、外国（人）に対する一般的なイメージを構成するには及ばなかったし、流言に対して批判的な態度を取る

ための参照枠として機能することもなかったのである。

震災後、日本国内では日本や日本人または東北（人）を「美名化」する言説があふれていたが、上述の非常事態における日本人の態度に対する評価を勘案すれば、そうした言説は多くの人におおむね支持されていたと推測される。しかし、仮に震災後の混乱した社会状況で被災地で犯人が特定されないままに、「犯罪が起きている」、あるいは「起きているかもしれない」という疑念や認知が広がったときには、自集団の「美名化」は維持しえなくなる。匿名であれば、日本に住む圧倒的多数派である日本人への疑念を生じさせるからだ。のみならず、匿名の犯罪に対する疑念や認知は「仲間」同士の相互不信や所属する社会全体への不安にもつながるだろう。震災後に、外国人を犯人として想定する流言が拡散した背景には、こうした事情が関わっていたのではないだろうか。外国人という「外部」の集団を犯人として想定しさえすれば、日本人の「美名化」と「内部」の人の相互の信頼が可能となるからである。そうだとすれば、外国人犯罪の流言は、フェスティンガーのいう「認知的不協和」<sup>12</sup>を低減させる機能を果たすことで拡散したと考えられる。つまり、一方での日本人／東北人は秩序正しく、互いに協力し合いながら難局を耐え忍んでいるという認知と、被災地で犯罪が起きている（かもしれない）という認知／疑念の間の「不協和」を、外国人が犯罪をしているという流言を信じることで解消するという機能である。要するに問題の流言は日本人の美名を維持するのに好都合なのである。

冒頭に掲げたエリアスは、「定着者集団はその部外者集団全体に、その集団がもつ「最悪」の層の——無規範的少数者の——「悪い」性格を帰する傾向がある。それとは対照的に、定着者集団の自己像は、その模範的な、もっとも「規範的な」もしくは規範を設定する層を、つまりその集団がもつ「最良の」成員の少数をモデルとする傾向がある」と述べている<sup>13</sup>が、これは震災後の外国人犯罪の流言の拡散と非常事態における外国人イメージについて考えるのに、きわめて示唆的である。

東日本大震災という危機にあって、日本人／東北人が美德をもっていることを強調する美名化の言説——イデオロギー——は確かに共助の精神や復興への意志を効果的に鼓舞し、結集させたかもしれない。しかし、そのイデオロギーは、外国人犯罪の流言によってその綻びを覆い隠すことで機能したのではないか。そして、震災から6年が経過した今、考えなければならないのは、非常事態において噴出した日本（人）の美名化とアジア、特に中

---

<sup>12</sup> フェスティンガーによれば、相互に相いれない認知があるときには、その「認知的不協和」(cognitive dissonance)を解消しようとする「圧力」が生じる。たとえばタバコが体によくないという認知と自分が煙草をすっているという（自己についての）認知があるとき、人は煙草をやめようとしたり、そうでなければ、たばこの害が言われているほど大きくはないことを示す証拠を集めたりするだろう。フェスティンガー著、松永俊朗訳、1968『認知的不協和理論』（誠信書房）参照。また清水幾太郎は流言の構造について、複数の情報の間に統一がなされないときに、それを首尾よく結びつけるために想像力が働いて、流言が生じると論じている。a という情報と c という情報があるとき、「a と c があるからには、どうしても両者の間に b がなければならぬ。b があってこそ、a-b-c という具合に一つの統一ある全体に接することができる。…b を作り上げる必要があるのである」（流言蜚語（ちくま学芸文庫）p.32。

<sup>13</sup> Norbert Elias, John L. Scotson, 1994, *The Established and the Outsiders*(2nd), sage : p.xix→(翻訳) 2009『定着者と部外者』（大平章訳）法政大学出版局：p.6,7。なお冒頭掲載部分は同著 p.104（→翻訳 p.175）。

国（人）や韓国・朝鮮（人）の汚名化という相補的な言説が、社会が通常状態への回復していく過程で、衰退するのではなく、むしろ、国政の舞台から日住生活にいたるあらゆる場面で何事かを語る際の定型的な認識枠組みとして定着してしまったのではないか、ということである。それが先鋭化したのが、日本人の「誇り」の元で朝鮮人・韓国人を罵るヘイトスピーチに他ならない。東日本大震災後の分裂流言は、たしかに関東大震災時のそれとはいくつかの点で異なっている。主要な標的となった外国人は朝鮮人ではなく、中国人であったし、それによって暴行が起こることはなかった。しかし、1923年とは違う姿をまとった、同じ構造の何かが繰り返されたように思われる。そしてそれは今に至るまで長々と続いているのではないだろうか。

## 第4章 アイヌ民族へのヘイトスピーチの実態

マーク・ウィンチェスター<sup>14</sup>

### 1 ヘイトスピーチ解消法制定後の法的状況

2016年6月3日、日本の戦後初の反人種・民族差別立法が行われた。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、「解消法」）。背景には、2000年代半ばからのインターネット上で匿名のヘイトスピーチが広がり、意図的な差別主義に満ちた激しい排外主義デモや街宣が行われるようになり、その延長線上、京都朝鮮学校襲撃事件をはじめとしたヘイトクライムの増加がある。

しかしながら、同じヘイトスピーチの攻撃対象になったにもかかわらず、アイヌ民族や被差別部落民、琉球・沖縄出身者は「本邦外出身者」の定義に該当せず、厳密には解消法の保護対象にはならない。一方、法案審議の過程で西田昌司（自民党）理事は「もとよりアイヌに対する差別が、またヘイトが許されるものではありません」とし、「アイヌの方々も含めてヘイト許されないということは運用面で」「宣言することによって可能ではないか」として、解消法の附帯決議にアイヌ民族を文言に含まれることを発議した（第190回国会参議院法務委員会会議録第8号、平成28年4月9日、8頁）。両院法務委員会による附帯決議に「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処する」という文言が含まれた。なお、参議院法務委員会の「ヘイトスピーチの解消に関する決議」は、「全国で今も続くヘイトスピーチは、いわゆる在日コリアンだけではなく、難民申請者、オーバーステイ、アイヌ民族に対するものなど多岐にわたっている。私たちは、あらゆる人間の尊厳が踏みにじられることを決して許すことはできない」ことを宣言した。法律の文言だけに法的拘束力があるが、附帯決議と参議院法務委員会決議は立法者の意思として、法律の解釈基準となりうる<sup>15</sup>。

解消法の施行により、地方公共団体はこれまでの条例や施策などを洗い直し、ヘイトスピーチへの対処に関する条例を整備することが求められている<sup>16</sup>。札幌弁護士会「ヘイトスピーチ対策法の成立を踏まえての会長声明（2016年5月27日）<sup>17</sup>及び北海道弁護士会会合「ヘイトスピーチの根絶に向けての宣言」（2016年7月22日）<sup>18</sup>はともにアイヌ民族を言及しており、札幌市をはじめ、道内市町村でアイヌ民族に対するヘイトスピーチの解消が緊急課題であることが認識された。公益社団法人北海道アイヌ協会も「北海道アイヌ協会の人権啓発等の取組について：我が国における人種的・民族的差別の解消に向けて」声明を発表し、「残念ながら今もインターネット上でのアイヌ民族に対する誹謗中傷や偏見、

<sup>14</sup> 神田外語大学講師

<sup>15</sup> 外国人権法連絡会編『Q&A ヘイトスピーチ解消法』現代人文社、二〇一六年、一〇頁。

<sup>16</sup> 外国人権法連絡会編『Q&A ヘイトスピーチ解消法』現代人文社、二〇一六年、四七頁。

<sup>17</sup> <https://www.satsuben.or.jp/info/statement/2016/02.html>

<sup>18</sup> <http://www.dobenren.org/activity/h28ketsugi03.html>

誤解に満ちた言説や書き込みが飛び交い、ヘイトスピーチが行われているのも事実」だと述べ、「無理解や不寛容に対する対応を社会全体で取り組む姿勢を明確な理念に基づき打ち出すとともに、倦まず、弛まず、粘り強い国民運動とすべく取り組む必要がある」ことを宣言した<sup>19</sup>。

なお、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第8条2項のaは、国が「独自の民族としての一体性又はその文化的価値若しくは民族的アイデンティティを奪う目的又は効果を有するあらゆる行為」、2項のe「先住民族に対する人種的又は民族的差別の助長又は煽動を意図するあらゆる形態の宣伝」の防止及び救済のための効果的装置を講じなければならないと定めている<sup>20</sup>。これらは当然ながら、日本も加盟している人種差別撤廃条約第4条（「差別のあらゆる煽動」）及び自由権規約第20条（「差別、敵意又は暴力の煽動」）を反映している条項であり、ヘイトスピーチ解消対策は先住民族政策でもあると言える。

2008年6月6日可決の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」において日本政府は、「『先住民族の権利に関する国際連合宣言』が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと」を約束した<sup>21</sup>。ゆえに、同決議とともに発表された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議に関する内閣官房長官談話」では、同決議は「アイヌの人々が民族としての名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、多様な価値観が共生し、活力ある社会の形成する『共生社会』を実現することに資するとの確信のもと」で可決されたことが確認された。アイヌ民族へのヘイトスピーチ及び民族的アイデンティティを奪うような不当な差別的行為は、このような民族としての名誉と尊厳を傷つけるものに他ならない。

日本国憲法第98条2項は日本国が締結した条約及び確立された国際法規は誠実に遵守すること必要とし、人種差別撤廃条約第2条2項は「締結国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる」ことができる」と明記している。したがって、日本国民であり、「本邦外出身者」ではないアイヌ民族に対する不特定多数に向けたヘイトスピーチを防止する対策は、日本国憲法第14条の平等原則に相反しない。このことはまた、2009年7月の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書」（26頁）においても確認されている<sup>22</sup>。

## 2 アイヌ民族へのヘイトスピーチの実態

解消法の立法過程で、「立法事実としてのヘイトスピーチをまず根絶していく」ことが同法の趣旨として説明されていたように（「与党ヘイトスピーチ問題に関するワーキングチーム」座長、遠山清彦衆議院議員の発言）<sup>23</sup>、外国人を対象とした法務省による「ヘイ

<sup>19</sup> <https://www.ainu-assn.or.jp/outline/files/c0b70b309b71fac9959e35a0d0578869242b1dfc.pdf>

<sup>20</sup> [http://www.cais.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2012/03/indigenous\\_people\\_rights.pdf](http://www.cais.hokudai.ac.jp/wp-content/uploads/2012/03/indigenous_people_rights.pdf)

<sup>21</sup> [http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm)

<sup>22</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf>

<sup>23</sup> TBS ラジオ「荻上チキ Session22：ヘイトスピーチ対策法案、与党も国会に提出。法案の中

トスピーチに関する調査」（2016年3月公表）が主な立法事実として使われた。そして、今も特に政界ではアイヌ民族へのヘイトスピーチに関する認識が浅いままである。

2014年8月28日に採択された人種差別撤廃委員会の日本国に関する最終見解の中からアイヌ民族に関して特に緊急な課題となるのは、① 憎悪および人種差別の表明、デモ、集会における人種差別的暴力および憎悪の煽動（特に人種差別のために用いられる地方公共団体の公共施設の利用など）、② インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチ（不特定多数のアイヌ民族への差別的煽動、通信業者の既存の利用規約の強化、法務局による動画・書き込み排除要請など）③ ヘイトスピーチを広め、憎悪を煽動した公人や政治家（政治家や行政職員の差別的言動については懲戒ないし懲罰の対象となるが、解消法の目的を達成するために、より明確に不当な差別的言動を禁ずる規程が必要）である。

## 2-1 憎悪および人種差別の表明、デモ、集会における人種差別的暴力および憎悪の煽動

「在日特権を許さない市民の会」（通称：在特会）をはじめ、いわゆる「行動する保守」グループは、少なくとも2008年～2009年を境に、アイヌ民族をターゲットの一つとして取り上げてきた。この2008年～2009年の境目が原因となったのは、まさに上記の2008年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」可決である。それ以前からあったアイヌ民族に対する歴史修正主義の本などが一部の言論誌の論者や漫画家によって再普及されるようになった<sup>24</sup>。

2009年7月5日に、「在日特権を許さない市民の会」北海道支部は北海道立道民活動センター・かでの2.7を会場とし、「アイヌ問題を考える」と題した講演会を開催した（講演者：鎌田宮司、的場光昭）。講演会終了後、主催者と来場者数名が同建物7階に所在する公益社団法人・北海道アイヌ協会の事務所に侵入を試みたが、休日のため事務所には入れなかった<sup>25</sup>。2009年9月4日に保守ジャーナリストの有本香主催のセミナー「アイヌとは何か」に小野寺秀（元北海道議会議員）と砂澤陣（工芸家）と河野本道（文化人類学者）の3名が講師を務めた。2012年2月4日、「日本文化チャンネル桜」の番組「報道スペシャル：アイヌ問題の真実」に小野寺秀と砂澤陣と高清水有子と水島総が出演。2012年5月12日に「あさひかわ保守政策研究会」主催の「第一回アイヌ問題を考える研究会」講師に川田匡桐（元札幌市議会議員・自民党）と河野本道と一緒に務めた。2012年8月26日、札幌護国神社で「自主憲法を願う道民会議」（北海道の行動保守「日本のため行動する会」の前身団体）主催「『アイヌ民族』問題学習会」講師を的場光昭、川田匡桐、小野寺秀、砂澤陣、河野本道が務めた（この会には、アイヌ文化振興・研究推進機構が刊行するアイヌの歴史と文化に関する小中学生の「副読本」が日本を多民族社会として描いていることに違和感を覚えて国会で質問をした義家弘介参議院議員からの応援メッセージが送られ

---

身を徹底検証」2016年4月13日放送。

<sup>24</sup> 岡和田晃、マーク・ウィンチェスター編『アイヌ民族否定論に抗する』河出書房新社、2015年を見よ。

<sup>25</sup> 講演会の一部はニコニコ動画に投稿として残っている：

<http://www.nicovideo.jp/watch/sm8407159> <http://www.nicovideo.jp/watch/sm8407719>。事務所侵入を試みた動画も「アイヌ問題を考える番外編」としてYouTubeやニコニコ動画に投稿されたが、現在は削除されている。

た)。そして、この二回に渡る日本のため行動する会主催の金子快之応援セミナーが札幌市東区市民会館で開かれた。すなわち、2008年よりこのようなアイヌ民族に対する差別煽動表現が寄せられる可能性のある集会、アイヌの民族としてのアイデンティティが否定された集会はずっと行われてきたのである。

2014年8月22日、公人による「アイヌ民族はもういない」発言（以下参照）の11日後、「在日特権を許さない市民の会」初代会長・桜井（高田）誠によるネットラジオ番組「オレンジ・ラジオ」第40話「同和利権とアイヌ利権と在日の話」が放送され、中ではアイヌ民族の方が全員「自称アイヌ」であり、在日朝鮮・韓国人が利権を受けるためにアイヌ民族になりすましている「ザイヌ」だというアイヌ民族のみならず、在日朝鮮・韓国人への差別を煽る発言があり、ネット上でも多くの対アイヌ差別発言のきっかけとなった<sup>26</sup>。

2014年11月8日、アイヌをターゲットに入れた排外主義デモが銀座で行われた。当日、デモが行進する外堀通り付近にある公益社団法人・アイヌ文化・研究推進機構のアイヌ文化交流センターで親子のアイヌ語教室が行われ、授業の終了時間がデモの時間と重なった。参加者は帰りの際にデモと接近しないため地下道を利用した。なお、デモの集会挨拶及びデモ行進中では「アイヌの捏造」、「純粋なアイヌという方はいない」、「アイヌの差別があったと捏造している」、「アイヌ協会から予算が出ているらしいバカどもを日本から叩き出せ〜」、「アイヌ差別をつくる、日本人の税金にたかる自称アイヌを許さないぞ〜」などという、アイヌ民族であれば「利権」や「不正」を働く者であると煽動する中傷が行われた<sup>27</sup>。

2016年5月27日、日本会議北海道本部は北海道知事や北海道博物館に対して、「アイヌは先住民族ではない」と「北海道は明治以前から日本の領土である」と主張する公開質問状を提出した<sup>28</sup>。

これらすべては先住民族の権利宣言第8条2項のa、先住民族であるアイヌ民族の「独自の民族としての一体性又はその文化的価値若くは民族的アイデンティティを奪う目的又は効果を有するあらゆる行為」に他ならないのである。

## 2-2 インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチ

アイヌ民族当事者に対するネットでのヘイトスピーチも深刻な問題である。当事者に対して「アイヌ民族はいない」、「おまえは自称アイヌだ」、「DNA鑑定をしろ」などという中傷的な民族否定発言及び民族的アイデンティティを奪うような発言が日々行われている。以下はSNSなどで書き込まれた短時間に収集したサンプルである：「朝鮮人・アイヌは日本から出て行け!」、「アイヌを殺せ（今日3回目）」、「現代の自称アイヌの正体も、和人がアイヌの衣装を着て写真撮ってるだけですよ」、「アイヌ人? いねーよ笑 偽

<sup>26</sup> YouTube に投稿されたが、現在は削除されている：

<https://www.youtube.com/watch?v=FPrJGWNXmRo>。

<sup>27</sup> 当日のデモの様子：<https://www.youtube.com/watch?v=R5Mvr4ieQzQ> (07:55 より)

<https://www.youtube.com/watch?v=NhdspSiG8e8>

<https://www.youtube.com/watch?v=EReBjCM8utc>

<https://www.youtube.com/watch?v=ErUzQP2Cj4>

<sup>28</sup> 質問状の内容と北海道知事の回答文を掲載するためのページが日本会議北海道本部のホームページに設けられている：<http://www.nipponkaigi-hokkaido.org/hokkaido-museum/>

物ばかりや」、「日本の中で日本人として生きてるし、おいしいとこだけ持っていきただけのヤツが民族だーって騒いでるだけじゃん」、「今後アイヌのことはどんどん差別してあげるべきです。差別されてるアイヌが好きな人達と、悲劇の主人公としてお金の欲しい乞食」、「アイヌの定義が曖昧で、在日左翼の支援金利権に」。

アイヌに対するこうしたヘイトスピーチ（差別扇動表現）はインターネット中心のものが目立つが、これらは上記の各条項において、適切な措置をとることが求められている。

### 2-3 ヘイトスピーチを広め、憎悪を煽動した公人や政治家

2014年8月11日、金子快之（やすゆき）元札幌市議会議員は、インターネット上で「アイヌ民族なんて、いまはもういないんですよ。せいぜいアイヌ系日本人が良いところですが、利権を行使しまくっているこの不合理。納税者に説明できません」と書き込んだ。この発言は、自らを「アイヌ民族」として自認している人々に対して、その自尊心や民族としての名誉と尊厳を傷つける差別的表現であるとともに、社会の公正さを毀損するものだった。ある民族に対して「帰れ」「出て行け」「良い〇〇も悪い〇〇もぶち殺せ」「汚い〇〇」と書き込むことだけが差別的表現ではない。ある民族が存在しているにもかかわらず「もういない」と言うことも差別である。さらに「利権を行使しまくっているこの不合理」という文章は、アイヌ民族が不当な利権を享受しているという意味になる。どのような集団においても少数の不正行為が発生してしまうとは言うまでもないが、この文章はそのような不正を行う個人の問題を、アイヌ民族全体の資質としてとらえる、まさに民族差別が典型的に現れた差別表現である。

この発言はまた、インターネット上のアイヌ民族に対する民族的アイデンティティを否定する発言やヘイトスピーチを多く煽動した。マスメディアにおいても大きく取り上げられ、社会問題化していった。なお、菅内閣官房長官及び高橋はるみ北海道知事は金子元市議の発言について、記者会見で「遺憾」の気持ちを述べた。金子元市議に対する議員辞職勧告決議が札幌市議会でも可決され、議員辞職勧告決議の提案理由において大嶋薫札幌市議会議員は、「差別の再生産をやめようと言いながら、アイヌ民族に対する憎悪や差別を煽動しているのは、金子議員自身」と説明した。ヘイトスピーチが憎悪表現、あるいはよりの確には差別煽動表現と訳されるとおり、これは実質的に札幌市議会が、金子氏の一連の発言をヘイトスピーチであると指摘しているものといえる。さらにこれまで札幌市議会でも可決された議員辞職勧告決議は刑事事件の立件を理由としたもののみであり、金子氏の発言がこれらと同等の重みを持って受けとめられたとみなすことができる。

このような公人による民族差別の煽動発言によって、アイヌ民族のインターネット上のヘイトスピーチが爆発的に増加し、上記で述べたように、この発言をきっかけに多くの「行動する保守」がアイヌ民族を取り上げるようになり、民族的アイデンティティの否定と差別煽動を始めた。現在も元北海道議会議員の小野寺秀がSNS上でアイヌ民族の先住民族としての地位を日々否定しており、自民党衆議院議員の杉田水脈は国連の国際女性会議に出席した札幌アイヌ協会の女性に対してネット上で「アイヌもどきの衣装を着た人がいた」などと写真付きで誹謗中傷を行なった<sup>29</sup>。

<sup>29</sup> <https://twitter.com/miosugita/status/746644277992685568>

2015年10～11月に内閣官房アイヌ総合政策室は「国民のアイヌに関する理解度についての意識調査」を実施した。アイヌ民族の回答者で「アイヌに対して現在は差別や偏見があると思いますか」という質問では「あると思う」が72.1%（508人）に上がり、「ないと思う」の19.1%（135人）を大きく上回った<sup>30</sup>。各種アイヌ民族生活実態調査でも、道内のアイヌ民族住民は年々アイヌ民族居住市町村の平均値との生活格差が確認されてきた。アイヌ民族へのヘイトスピーチをさらに把握する調査の緊急性は言うまでもない。そして、今後のアイヌ政策としては、人種・民族差別の結果である生活格差の是正だけでなく、その格差の原因でもあり、これからにもなるような人種・民族差別そのものに対する実行性のある対策が緊急の課題である。

---

<sup>30</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/rikaido\\_houkoku160322.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/rikaido_houkoku160322.pdf)